

第四十六回国会
衆議院

通信委員會議錄 第二十八号

六月五日

熊三郎君が委員会において、電波
監視及び放送に關する小委員に追加
選任された。

昭和三十九年六月五日(金曜日)

午後一時三十二分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事佐藤洋之助君 理事志賀健次郎君

理事森山 欽司君 理事大柴 滋夫君

理事栗原 俊夫君 理事森本 靖君

本部 佳昭君 中村 寅太郎君

中山 榮一君 本名 武君

安宅 常彦君 片島 港君

永井勝次郎君 畑 和君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

運輸事務官 龜山 信郎君

(船員局長) 金丸 信君

郵政事務官 島山 一郎君

(大臣官房電氣 通信監理官) 宮川 岸雄君

郵政事務官 官川 岸雄君

(電波監理局長) 委員外の出席者

運輸技官 千葉 博君

(船舶技官) 佐藤美津雄君

運輸技官 佐藤美津雄君

(船舶技官) 佐藤美津雄君

検査制度課長 高田 希一君

郵政事務官 高田 希一君

(電波監理局長) 法規課長

法規課長

郵政技官

(電波監理局長) 藤木 榮君

無線通信部長 三枝 豊君

(郵政事務官) 航空海上課長

無線通信部長 三枝 豊君

日本電信電話 平山 温君

公社総務理事 金光 昭君

日本電信電話 千代 健君

公社営業局長 橋本 一郎君

日本電信電話 水田 誠君

公社施設局長 水田 誠君

専門員 水田 誠君

六月五日

委員栗林三郎君辭任につき、その補
欠として米内山義一郎君が議長の指
名で委員に選任された。

同日

委員米内山義一郎君辭任につき、そ
の補欠として永井勝次郎君が議長の
指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

小委員追加選任の件

電波法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一四六号)(參議院送付)

○加藤委員長 これより會議を開きま
す。

小委員の追加選任についておはかり
いたします。

當委員會に設置されております電波
監視及び放送に關する小委員會の員数

を一名追加することとし、その選任は
委員長において指名するに御異議あり
ませんか。

○加藤委員長 御異議なしと認め、熊
三郎君を小委員に指名いたします。

○加藤委員長 次に、電波法の一部を
改正する法律案を議題とし、審査を進
めます。

質疑の通告がありますので、これを
許します。森本靖君。

○森本委員 それでは、この電波法の
一部を改正する法律案に対して条項を
追って質問をしたいと思ひます

が、私はこの際大臣にも聞いておきた
いと思ひますことは、郵政關係の法律
でこの電波法ぐらゐかりにくい書き
方をしておる法律はないわけですが、

うちよつとだれが見てもわかりやすい
ように法律が改められぬものかどう
か。これはかなり専門的に、あつちへ
いきこつちへいき、後へいったり前へ
いったりして調べないと、これを全部

きちんとわかるというのなかなかむ
ずかしい。私の想像では、おそらく大
臣自体もそんなことまで法律

がわかつていないんじゃないか、大き
なことだけ局長から報告を受けて知っ
ておる程度だと思ふのですが、法律の
形式、あり方として、この辺どんなも
んでしょね。

○古池國務大臣 全く私も同感でござ
いまして、非常にわかりにくい法律で

あると存じます。したがって、ことし
の秋以降におきましては、放送法と
もにこの電波法の改正も当然考えねば
ならないことになると思ひますので、
その際にはぜひわかりよい電波法を制
定するようにつとめたいと考えます。

○森本委員 ひとつ新しい法律を起草
する場合に十分――まあ電波法と
いうのは技術問題が相当入っておりま
すので、しろうとが見た場合にはそう
いうふうにわかりにくい形になります
けれども、それにいたしまして、あ
る程度常識でわかり得るような書き方
にひとつ十分御考慮を願ひたい。その
点は放送法と電波法と比べた場合は、
放送法のほうはわかりやすいから案外
理屈を言うけれども、電波法の技術的
な問題になるとさっぱりわかりにくい
ものだから、沈黙を余儀なくされると
いうのがこの電波法という法律の特色
でありまして、そういう点で今度新し
く答申案でも出て、電波法、放送法を
改正するといふときには、ひとつ十分
にこの点を考えてもらひたい、こう思
うわけでありまして。

それから、この法律の制定のしかた
であります。たとえば第何条第何項
によりといふふうなことが終わりのほ
うにはたくさん出てくるわけで、い
つたりきたり、いつたりきたりして調
べないことにはなかなかわかりにくい
といふことであります。しかもそれを
引例する条項が非常に多い。こういう
ふうなのは立法技術上もつと何かいい
ようなやり方はないものかどうか。こ

れは大臣でなしに、局の法規課長かそ
こらあたりに聞いてみたらわかると思
うのですが、もつと何かわかるような
やり方はないものですか。

○高田説明員 お答えいたします。

今度の改正案を作成するにつしまし
て、非常に前後いたしました。前後を
たどらなければわからないような引用
条文が多々あることと存じます。私ど
ももこれを読みます場合に、よほど注
意しないと忘れそうになるのでござ
います。従来電波法あるいはその他の
法令もそうだと存じますけれども、わ
が国の国内法はどうもこのような形式
になつてゐるようございまして、別
の書き方を――わかりにくいまい方法
がないものでございまして、従来ど
おりの形でやむを得ずやつたわけで
ございまして。

○森本委員 従来のとおりやむを得ず
やつておるといふことでありますけれ
ども、これは相当専門家にならぬと、
この別表の船舶無線電信局と無線通信
士のところなんかは、いつたりきたり
して調べないとわかりません。率直
なところ。おそらく私は、そう言つて
は失礼だけれども、議員の中でもそれ
が完全にこなせるという人はほとんど
ないのじゃないかという気がする。し
まいにほんとうくさくなるから。も
う少しこの別表なんかについて、も
つとわかりやすいように――うっかりす
ると専門家でも、聞いてみたらなかな
か回答がしにくいという法律になつて
おるわけですね。もつと何か、だれが見て

という問題は別にあらうかと思ひます。それでこの問題につきましては、われわれいろいろな点から、現在すでにこの外交使節がそういった電波を使っている疑いもあるというような事情並びに日本国内におきます電波の使用状態とかそういうようなものを勘案

いたしまして、いろいろ研究をいたしたわけであります。しかしそれにはなお今後相当研究をしなければならぬ問題がございますので、残念ながら国会のこの電波法の改正には間に合わ

なかつたわけでございますが、なお引き続き研究をいたしておる次第でございます。

○森本委員　引き続き研究する必要はひとつもないわけだよ。先ほどの電波法の、あなたが言った第五条だつて直せばいいわけだ、この条約によつて。

それで実務に個々に免許をする場合

は、相手国の大使館、公使館あるいは相手国と何ぼの波を与えるとか、かんぽの波を与えるとか協議すればいいんだが、あなたの方、大体こういうことに気がついていないのだから、大臣。大体系約批准というものは、一方に国会に承認を求めている。それでその批准がされるということがわかっておった

ら、その条約の批准に依じて国内法を改正するということ準備をしておくのは当然でしょうが。それでしよう、大臣。

○古池国務大臣 その問題については、事務当局のほうにおきましても別に気がつかなかったというわけではなく、気がついて、いろいろな点についての研究をいたしておるという報告を私は聞いておるわけでございます。

○森本委員 大臣はまたあとから来ていただきたいと思いますが、優秀な政

ら、その条約の批准に依じて国内法を改正するということ準備をしておくのは当然でしょうが。それでしよう、大臣。

○古池国務大臣 その問題については、事務当局のほうにおきましても別に気がつかなかったというわけではなく、気がついて、いろいろな点についての研究をいたしておるという報告を私は聞いておるわけでございます。

○森本委員 大臣はまたあとから来ていただきたいと思いますが、優秀な政

○金丸政府委員　ただいま軌道に乗つては、本格的にいわゆる話し合いがルートに乗っておるということをお願いしておりますが、この前の委員会で質問したところ以降、この沖繩の問題がどういふふうな発展をしておるのか、郵政省当局と電電公社当局のほうから御回答願いたい、こう思うわけです。

て話を進めておるようですが、その内容についてまだ発表の限りでな

いと思いますので、お待ちを願いたいと思います。

○宮川政府委員　これは私といたしましては、公社の料金の問題でございまして、所管といたしまして電気通信監理官庁と公社のほうとでやっております。電波監理当局といたしましては、むしろ国内的な放送の問題にもし問題が移管した場合には、当然タッチしなければならぬ問題だと思っておりますが、現在私関知いたしておりません。

○森本委員　現在関知しておらないと言うが、これはやはり電波監理当局に非常に関係のある問題であって、実際問題としては料金の問題にひっかかっておるようになっておるけれども、内容はどういうふうなものを送るかとい

うことにひっかかっておるわけです。だから電波監理当局も、これは大きな問題でありますので、ひとつそれでは電電公社の副総裁と電気通信監理官とを至急こゝへ呼んでもらいたい。そこ

で、一応沖繩のマイクロの問題についてきょう質問をしたい、こう思っておりますので、電波監理局長、それから副総裁、それから電気通信監理官、この三者において事務的な問題を私は聞

いてみたい。政治的な問題は大臣に聞きたい、こう考えておられるわけでありまして、ひとつ至急その人々を呼んでいただきたい。平山君が来ておられなくても、平山君に質問するのでも気の毒だから、もっと上のほうの副総裁が来たほうがはつきりした答弁ができると思いますので、副総裁と電気通信監理官とを至急呼んでもらいたい。というのは、新聞にはいろいろ載っておりますが、国会はつんぼさじきになっておる。そういうことではやはり民主政治としてはならぬと思う。やはりこういう国会の委員会を通じて、ああいうような新聞に発表されておることは、国民の前に明らかにしていく必要があると考へますので、至急その手続をとっていただきたい。

○加藤委員長 至急取り計らいます。
○森本委員 それでは元に戻ります。いよいよ本論のこの一九六〇年の海上における人命の安全のための国際条約というので、今回の電波法の条文の改正になるわけでありまして、新条約の発効期日はいつですか。

○宮川政府委員 新条約の発効の期日は、新条約の第十一条にこの規定がございまして、それぞれ百万総トン以上の船腹を有する国の七カ国を含めて総数で十五カ国以上の国の新しい条約の受諾を寄託した日の後十二カ月を経過したとき、とこういうことに相なっておりますわけでございます。それで、現在におきまして百万総トン以上の船腹を有する国六カ国を含め十五カ国が受諾をしておりますので、なお一國だけ百万総トン以上の船腹を有する国が受諾をいたしますと、この発効の要件が満足されるわけでございます。したが

いまして、この新条約の発効は十二カ月後ということになっておる関係もございまして、実際的には来年の春以後というふうに相なるうかと思ひます。

○森本委員 そこで、この新条約の、特に電波関係の改正点というものはどういうところでしょうか。

○宮川政府委員 この新条約の改正点についての問題でございますが、この海上の人命の安全に関する条約と申しますのは、人命の安全を確保することを目的としたしまして、船のいろいろの構造であるとか、あるいは無線局の条件、あるいは危険に際しましての措置というふうなものも定めておるわけでございます。今回の改正につきましては、そのうち若干技術的な点が改善されたのでございます。そのおもな点を申し上げますと、一つは無線設備の備えつけを要する貨物船の範囲の拡大でございます。それからその下の限界が五百トンにいままでなっておりましたのを三百トンに変更した、これが一点でございます。それから第二の点といたしましては、無線設備の備えつけを要する船舶、これが千六百トン未満の貨物船につきまして、今度常時聴守を要するようになったことが変わっております。

第三の問題といたしましては、無線設備の問題でございますが、無線電信室の条件に、通風の点であるとか、大きさの点であるとか、あるいは水、温度等の問題であるとか、そういうようなことについての要件が付加されたことでございます。なおオートアラームの技術的な点に

つきましては、若干の強化というような点が今度の改正点のおもなるものでございます。

○森本委員 そのオートアラームの問題であります。オートアラームについては、昨年の八月一日より実施されたいわけの省令、規則というもので性能を高めたところのオートアラームというものの新製品は五月以降に出回ることであるが、この新しいオートアラームは現在まで出ておりませんか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。新しい規定に合致したオートアラームは、現在郵政省の電波研究所のほうで型式検定の試験をやっております。今月中にはおそろくそれが終わると思ひますので、間もなく新しい製品が出回ることと思ひます。

○森本委員 実際問題としてえらい時間がかかるものですね。去年電波法を改正したときにオートアラームの性能はなかなかいいということわざわざ見に行つた。これよりもっといいのができるといふことになっておつたわけでありまして、あれから一年を経過してあるわけでありまして、いまごろになつて検定がようやく終わるといふことで、私がさっき言ったように、なかなかお役所の仕事はうまいこといくものじゃないというのはいささか指しておるわけでありまして、これはほんとに新製品というものがいいものであるとするならば、早急に出回るように考えなきゃならぬわけでありまして、そういう点では何といつても少しスローモーションじゃないかといううな気がするわけでありまして、そこで、義務船舶局の無線設備を設

置する場所の要件が、現行法では無線電信と無線電話で異なっておるわけでありまして、改正案ではその区別がなくなつておるわけでありまして、その点についての理由を御説明をお願いいたします。

それから、無線電話について、この条約を上回るような条件を付しておるわけでありまして、そういう理由を御説明願ひたい、こう思ふわけですが。

○藤本説明員 お答え申し上げます。新条約におきましては、船舶局の無線設備の設置場所の要件につきましては、無線電信も無線電話も大体同じ機械、条件が規定されておりますが、局内装置といたしましてはそう相違がないわけでございますので、無線電信も無線電話も区別しないで同一に取り扱ふということが適當であると考えたわけでございます。相違する点と申しますのは、水または温度の影響を受けないう点だけでございまして、これは当然電話におきましては必要だと考へますので一緒にいたしたわけでございます。

○森本委員 先ほどの新しいオートアラームの価格、耐用年数はどの程度になつておるわけですか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。オートアラームの価格は、現在大体四十四、五万程度だと思ひますけれども、今度新しい規格になりますのは、それより多少上回るかと思ひます。なお、耐用年数といたしましては十年というところになっております。

○森本委員 そこでこの三十三条の二に「受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けることがない場所であること。」当該無線設備

につきできるだけ安全を「云々」とあるわけでありまして、三号に「当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水又は温度の影響を受けない場所であること。」この三号はどういうことを具体的に指すわけですか。

○宮川政府委員 海水等を無線機がぶつたり、潮の影響を受けるようなことから十分にこれを遮蔽された位置になければならない。また蒸気機関等の……。

○森本委員 いや三号のことを聞いておる。三号の「水又は温度」というものをどういうふうに考へておるか、こういうことです。

○宮川政府委員 水という意味は海水の塩け、それから温度は機関等の熱の影響をこうむる、こういうことでございまして。

○森本委員 そういたしますと、この水というのは海水、温度はその船舶の機関ということであつて、たとえば紅海とかインド洋の熱いところを航海するとか、そういう場合における冷房装置をしてやらなければならぬというふうなことは、全然含まないわけですか。

○宮川政府委員 当然水または温度等が機能を妨害したり、機能に影響を与えるようなことがあつてはならないわけでございますが、ただいま御指摘のようなことは、前に申しましたものによりまして十分含まれる、こういうふうには解釈しております。

○森本委員 そうすると、たとえば普通東京の港で、同じ機関が相当熱い。しかし、その熱さと同じくらしい熱さのインド洋なり紅海を航海するときにはどうするか、こう聞いておるのです。だからそういうことはこの三号の

中に入っておるのかどうか。

○宮川政府委員 もちろんこの無線機というものが使用される一定の条件というものは、つくったときの仕様書その他によってきまっているわけですが、特に今度のこの法案に書いてありますが、先ほど申しましたような、特別に置き場所によって非常に熱を受ける、あるいは海水をかぶる、こういうことを規定しているわけでございます。

○森本委員 今度の場合、無線通信士の宿直するところは無線通信室であつてはならぬということになっておるんじゃないですか。

○宮川政府委員 なつております。

○森本委員 そういうことになっておるとするならば、この無線室というものは、大体大きな船の無線室は冷房されておりますか。

○宮川政府委員 たぶんされてないものと考えるのが妥当だと存じます。

○森本委員 たぶんじゃいかぬ。だから、そういうことはちゃんと——ぼくが言っておるじゃないか。君自身が調べることはできなくても、そういうことは、部下がたたくさんおるから、部下を使つてちゃんと調べておけと。委員長は、船に關係あるからよく知つておられるけれども、日本国内を航行するくらいならまだいいことはいいけれども、現実には熱帯のインド洋とか紅海なんかを航行するという場合には、とてもじゃないけれども、普通の船室でキーをたたくてやるというようなことはなかなかむずかしいんじゃないか。そういう場合には、外国船なんかは、そういう無線室はかなり冷房したところがあるように聞いておるわけ

すが、その辺はどうですか。

○宮川政府委員 私ども、その点について自分自身としていまはつきりデータを持っておりませんので、私よりも運輸省の……。

○加藤委員長 森本委員、いま専門家の運輸省の職員を呼んでおりますから、あとで来たときに……。

○森本委員 しかし、これは電波監理局に聞くのは無理だという考え方をあなただ方も持たずに、これが船舶局の仕事であつても、実際に無線通信士そのものを管理するのは電波監理当局であつては、あらゆる条件というものを電波監理当局は知つておるといふことが必要だと思つておる。はしなくも局長、部長は勉強不足といふことを一応言わざるを得ないわけであつて、そういうことも、ひまがあれば横濱あたりに行つて見てくればいい。現実に、日本船でも、あるのはありますよ、私に見てきたのだから。だから、こういう法律についても、ひまがあればあらゆる問題について研究するといふ態度をとつていただきたい。その日その日、ただ給料をもらつておればいい——というのは大げさでありますけれども、そういうことでないように、ひとつ積極的の自分の仕事に取り組むという気魄が必要だといふふうに考えるわけでありませう。

そこで、これは主として運輸省の船舶局の關係になりますけれども、一応この法律に關係がありますので聞いておきたいのでありますが、この第三十五條の「郵政省令で定める条件に適合する補助設備を備えなければならぬ」といふものを具体的に説明願いた

い、こう思つておるわけです。

○森本委員 森本委員、お答え申し上げます。三十五條に「義務船舶局の無線電信には、郵政省令で定める条件に適合する補助設備を備えなければならぬ」と書いてございまして、この補助設備はいわゆる補助の無線設備のこととございまして、それに必要な省令としましては施行規則のほうにございまして、たとえば「電氣的に分離し、且つ、独立してゐること。連続して六時間以上使用することができること。A二電波五〇〇K Cにおいて、昼間一九〇キロメートル（総トン数一、六〇〇）未満五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶の船舶局については、一四〇キロメートル、総トン数五〇〇トン未満三〇〇トン以上の漁船の船舶局については、九五キロメートル）以上の有効通達距離をもつこと。二分以内に完全に操作できること。」そういったような条件が施行規則で設けてあるわけでございます。

○森本委員 私が局長に聞いておるのは、この郵政省令で定めるところの補助設備とはどういふものかということですが、

○藤本説明員 いま御説明いたしましたように、補助の無線設備すなわち送信機、受信機でございます。

○森本委員 これは補助の送信機、受信機といふものをさしておるのですか。たとえば緊急用の新しい電鍵なんかもさしておるわけじゃないですか。電鍵とかあるいは非常灯とか送話管とか、そういうものが補助設備じゃないんですか。

○三枝説明員 送話管は含んでおりません。

○森本委員 だから補助設備といふのを一つ一つ具体的に——部長が言うみたいになつてくるといふ理屈を言わずに、補助設備といふのは何と何と何であるといふことをあげてもらいたい、こう言つておるのです。

○三枝説明員 補助設備といふのは、空中線、送信機、受信機、電鍵でございます。

○森本委員 非常灯は入らぬかね。

○三枝説明員 入りません。

○森本委員 そういたしますと、この第三十五條の二の意味をちょっと御説明願ひたいと思つた。これはなかなかむずかしい法律だからわからぬ。

○高田説明員 第三十五條の二を簡単に御説明申し上げますと、義務船舶局の無線電信であつて、船舶安全法四條二項の規定——四條二項と申しますのは、四條一項が一定の船舶には電波法による無線電信を施設することを要することになつております。第二項でもつて、そのうちの四号、つまり旅客船または三百トン以上の船舶で国際航海に従事いたしますものは、いまの電信にかえまして電話を施設することができることになつておるわけでありまして、この規定によりまして無線電信に電話をもつてかえしましたものの送信設備は、郵政省令で定める有効通達距離を持たねばならない、こういう意味でございます。カッコ内は、つまり「同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。」この意味は外国の船で日本の船舶安全法の施行地の間を航行するものにつきましては日本船と同じ条件が準用されてゐる、この意味でこゝに「たつた外国船を含む、こういう意味でございます。」

○森本委員 その答弁を聞いてわかる人が一体何人おるか、いま政務次官聞いておつたが、いま同じことを政務次官に私が質問をしたらおそろくわからぬと思う。それくらいややこしい書き方をしている。これは突き詰めて言へば、電信を電話にやつてもよろしいといふことにこの条項ではなるわけでありませう。

そこで電電公社に聞きたいと思つたが、国内の航行について、この間の日本電信電話公社法の施行によつて船舶通信会社だつたが、それに結局投資をして沿岸と全部通信をするといふことになつたわけでありませう。いわゆる無線電信で現在までやつておつたものを電話に切りかえていくといふことになるが、今度の場合相当であると思つた。その場合、いま無線通信士が乗つて無線電信であつたもので無線電話に切りかゝるもののがどの程度あるか、それをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○三枝説明員 ただいまの御質問のお答えにならないかもしれませんが、その前提となるものを御説明申し上げますと、この三十五條の二の無線電信といふものは国際条約に基づくものでございまして、国際航海に従事する国際人命安全条約の適用を受ける千六百トン未満の船舶は無線電信を電話に切りかえていく、その無線電話は条約上いまだ公社が開発してあります超短波によるものではなくて、二メガによる二一八二という周波数を持ったものでございまして、この三十五條の二と、現在公社で開発しております航行沿岸電話は關係がございませぬ。

○森本委員 そのことは第三十五條を

いま法規課長が読んだとおりだから、読んだことをそのとおり解釈しておればあなたが言ったとおりになるわけだ。それに関連して私が聞いておるの、国内の航行船舶において現在無線電信を使っておるものでも、今回の措置によって——この法律の措置ではありませんよ、いわゆる公社法の船舶通信会社ができることによつて、無線電信を無線電話に切りかえていく船があるはずだが、その船はどの程度かということをお聞きしておるわけだ。電電公社へ聞いておる。

○平山説明員 電電公社へという御質問のようでありますが、先生のお尋ねの数字は私どもとしては承知しておりません。もし何でしたら一ぺん事務的に調べさせてみておけようございしますが、ただいまのところはお答えできません。

○森本委員 お答えできませんと言つていばつておつたのでは話になりません。(笑) 大体それくらいのことには総務理事として覚えていなければだめだ。この間法律改正をしたばかりのことであつて、いばつておつては話にならないと思ひますが、とにかく今度無線電信から無線電話に切りかえるものがあるということになつてくるわけでありまふ。その場合に、私が非常に心配するのは、電信の場合、かりにそれが無線電信でなくて無線電話でもかまわぬということであつても、無線電信通信を現在までやつておつた場合には有資格者が乗つておるわけでありまふ。ところが、これがいま公社が考へておりますところの通信になりますと、これは単なる無線電話になりますから、資格がない者でも船に乗つて運用でき

るといふことになるでしょう。これは国内の沿岸航路のことですから電波監理当局でございませうか。

○宮川政府委員 おつしやるとおりでございませう。

○森本委員 そういう場合に、その障害になるとか何とかいふことはめつたにないと思ひますけれども、かりに故障になつたとか何とかいふときには、これはどうなるか。これはやはり有資格者でないと、そういう送信機、受信機の故障もわからぬのではないか。普通われわれ電話機を取つて話しておつて電話が故障になつたら電電公社に頼まなければならぬかというところが直すわけにはいかぬが、それと同じ理屈になる。だから、海の上においてそれが故障になつた場合に、はたしてそれをどうするか。

それからもう一つは、いままでは無線電信の場合でありますから海上安全通信は開ける。その放送は開けるわけでありまふけれども、電話に切りかえた場合には、対等の電話の語になるわけでありまふから、そういうおける海上安全通信ですか、何ですか、そういうものは一応傍受できない、こういう形になるかと思ひますが、その辺をどういうふうにお考へておるか。これは公社が電波監理当局か、この法律には直接関係はないが、関連をして聞いておるわけだ。

○宮川政府委員 現在二メガ帯を使つておりますのは五〇〇KCを使つておる緊急の通信が開けることは御指摘のとおりでございまして、これが一五〇メガの超短波による今度公社が考へておるものに移つた場合に、その保安関係の通信がどうなるかという御

質問だと思ひますが、それにつきまして、船が急を要するような場合になつたときにおきましては、特に船のほうとしてでなくて、通信の特別な取り扱いによつてしかるべきところに連絡するといふやり方、これはあとから電電公社のほうで詳しくお答えすると思うのであります。一応私たちのほうとして理解しておりますのは、そういう場合におきましては、電話の取り扱いを特別な扱いといたしまして、ちやうど一〇番扱いみたいなやり方にいたしましてやる方法と、それから緊急用の保安チャンネルを受信することのできまふ設備を別につける、そういうことによりましてやる二つの方法があると思ひます。その後者のほうのやり方といたしましては、海上保安庁のほうの一五〇メガ帯におけるそういう保安設備は、ことしから予算を持つて始めたいのでございまして、これが完備いたしますればそういうやり方でやれる、こういうふうになるかと思ひます。詳しいことは公社のほうからお答えいたします。

○平山説明員 いまの御質問の点で、電話の故障が起つた場合に保守がどうなるかという点でございしますが、御承知のように電話の場合には、保守者は船にはおらぬと思ひます。したがうして、初めから故障の起こらないような機械ということでもつてそれを考へていく以外にしかたがないと存じます。

○森本委員 それは私は非常に無責任な電電公社の回答だと思ふのだ。それは海の上だから——陸の上ならいいですよ、海の上で通信はそれしかないわけだから、陸上と通信する場合には

そんなあぶない船にこれから乗れるかね。それはやはりその場合何らかの故障になつても——だからいま保安チャンネルと言ひましたが、私の想像では、たとえばラジオの受信機みたいなもので、一定のKCで、音声で流しておけばそれは通じるわけなんです。だから、保安チャンネルというのはどういふことですか。何かないとこれは全く日本の沿岸航路といつたところで、そう波静かな瀬戸内海ばかりではないわけだから……。

○藤本説明員 お答え申し上げます。ただいま宮川局長が御説明申し上げました保安チャンネルというものは、これは国際的にきまつております一五〇メガサイクルの一つの周波数でございまして、音声でございませう。電話でそういう緊急の場合、先ほど御説明申し上げましたように、海上保安庁がその点の予算を組みまして、整備をいたしておりますので、海上保安庁がそのチャンネルにつきましては責任を持つて受け持つということになると思ひます。

○森本委員 そうすると、電話通信というやつは電話通信でやつておつて、それ以外に音声によるところのいわゆる放送を緊急の場合にやつておる、こういうことですね。だからこつちから発信することはできないわけだね。向こうからのやつだけを受けるわけだね。こつちからもうそういう緊急送信ができるのですか。

○藤本説明員 保安チャンネルにつきましては相互に通信ができます。

○森本委員 保安チャンネルについては相互にできるということですが、その場合には海岸局との相互であつて、

船相互間にはできないわけですね。

○藤本説明員 相手が、いまの保安チャンネル、これは一五八・六メガサイクルと申しますけれども、その周波数を持つておればできるわけでありまふ。

○森本委員 だから今度無線電話に切りかえたと、その無線電話と海岸局との通話を行なうといふことは、それはそれでよろしい。それ以外にそういう保安チャンネルの電話通信というものがあつたならば、その場合はそれが海上とでもできるし、あるいは放送される場合もあり得る、それから、同時に隣接の船とも電話ができるという形が一番望ましいわけであつて、それで船の機械が平常の無線電話として海岸の固定局と通信する場合と違ふ形が望ましい。これが同じ受信機、送信機によつて周波数を変えることによつてやるといふことよりは、無線電話は無線電話として、この船舶通信を備へたものによつてやる、それと別に、いわゆる緊急用の保安チャンネルによるところの受信機というものがあつて、その送受信機が海岸の固定局と隣接の船ともやれるということになるとするならば、ある程度私が言つておるような危険が解消されることがある。そうではないと、平山君が言つたような無責任なことを言つておつたのでは、船が沈みかけたときに、無線機械が故障だ、沈んだ、どこへ行ったというふうなことでさつぱりわけがわからなくなる。その辺のことを私は心配をして聞いておるわけであつて、それがいま言つたように二つの形になつておれば、ある程度危険することが解消される、こういうことを聞いておるわけだ。

○宮川政府委員 先生の御心配になることはまことにごもっともでございます。普通通信のほかに、そういう緊急のチャンネルを持つ送受信装置が別になつておれば非常に安全性を増すわけでございます。現在公社で考えておりますものは、そういうものが普及しますまでの間におきまして、先ほど申しました緊急通話制度みたいなものによりましてまずやる。この一五〇メガサイクル帯の保安施設が全国に及んだ場合には、そういうような形でもって海岸局ともほかの船の間、インターシップも全部できるといふことに相なると思ひます。その装置は、現在ある装置に付属する装置といたしましてワ

ン・ペーをくつつければできる余地をちゃんと残しておきまして、そういうものが普及してできるようになつたらそれを全部つける、こういうことにすることになっております。ただし、その場合におきまして、これは電電公社の設計その他にもよると思ひますが、たとえば電源部分が共通であつたといふような場合には、電源の問題もあろうかと思ひますが、こゝろは十分設計ができておるものと期待しております。

○森本委員 そうすると、公社に聞きますが、その場合今度緊急の通話に切れた場合には、無線電信通信のほうは、これはやはり抜くわけですか。現在全然何もないところへ通話するのならば別だね、これはよくなるのだから。ただ、現在無線通信設備を持つておるもので今度電話をつけたときには、いま言った保安チャンネルができ

るまでは無線電信通信は無線電信通信として残し、その上にそういう無線電話を開設するといふことであるのか、あるいは無線電話を開設した場合にそういうものを除いてやるのか、公社どうですか。

○宮川政府委員 私のほうからちょっと先にお答えさしていただきたいと思ひますが、現在無線の電信設備を持つておる船が今度の沿岸無線電話設備をつけるということはあり得ると思ひます。それによりまして沿岸電話のほうで十分救急関係が安全だといふことになりますれば、船主はおそらくその無線電信のほうはやめると思ひます。両方の場合が先生の御指摘のとおりあり得ると思ひます。

た、電電公社も、単に電話をつけてもなければいいといふことではなしに、そういうことをやはり考えていかなければならぬのじゃないか、こういうことを聞いておるわけですか。

○森本委員 だから私は、官庁というものは、そういう面の行政指導をやはりやるべきだといふことから言つておるわけですか。だから現在無線電信があつて、いま公社が考えておるところの電話に切りかえた場合、その無線電信通信をやめるならば、一方の保安チャンネルといふものは完全になされたときにやめるべきである。そうでなしに、いまの無線電信通信といふものをやめて、公社が考えておるところの海岸局との無線電話だけに切りかえた場合には非常に危険性がある。だから、その辺の行政指導をもしやるとするならば、ある一定の期間は、公社が今度考

えておるところの電話と無線電信とが併用されていく、そうしてその無線電信は電話の保安用のチャンネルができたとときにはなくなる、こういう形であるとするならば、海上の安全が一応確保される。その辺もやはりしなすにせ

ず、郵政当局としてはそういう方向の行政指導をすべきではないか。また、電電公社も、単に電話をつけても

うければいいといふことではなしに、そういうことをやはり考えていかなければならぬのじゃないか、こういうことを聞いておるわけですか。

○森本委員 確かに先生の御指摘のとおりでございます。二メガ帯から今度一五〇メガサイクル帯のほうへ漸次移行してまいる間におきましては、十分現在の二メガサイクル帯の実情を見ながら、その施設者の意向を十分尊重しながら、それに切りかえていくようにするのがわれわれの態度であらうといふことにつきましては、全く同感でございます。そのとおりにいたしたいと思つております。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

○森本委員 ひとつそういうところの行政指導は十分お願いしたい、こう思つておるわけですか。

分収がきまりまして使えるようになった場合に直ちに使えるように、現実に民間放送と向こうの民間放送との話し合いとか、あるいはNHKとの使い方の問題がきまっておるといふことは、確かに望ましいことだと思ひます。その点につきまして、NHKや民間放送等の意見も少しは徴するのでございませうけれども、NHKのほうといたしましては、一日九時間程度送りたい、こういうことについては向こうの了解も得ているという様なことを申し立てては、料金の問題が定まらないと、やはり商業ベースの問題であるので、大体どのくらいを使つていくかという様なことも出てこないし、またマイクローエーブを使ひますことの營業的な契約の問題につきましては電電公社との間で契約が必要かと思ひますが、これがNHKと民放との共同契約というものができるとかどうかという様な問題もございまして、そういう点がまだはつきりいたしておりませんので、民間放送としてははつきりした態度をきめかねてゐるような状態でございす。

○森本委員 私は、はつきり言つと、一々そういう言いわけを委員会に聞かうとは思ふ。この問題は、聞けしからぬと思う。事務当局におこつたてしかたがないけれども、国会に政府が法律を提案して、しかも日本政府があれだけの金額を出してマイクローエーブをこしらへたにもかかわらず、それが分収問題で——あるいは波の問題でいかぬのかどうか知らぬけれども、いまだにこれがいかに。いまの事務当局の答弁を聞いてみると、分収の問題はよく

カへ行かれるようでしたら、この問題を十分に向こうのそれだけの当局に言つてもらひたい。副大臣でありますから、向こうへ行つて言つて、その結果を今度お帰りになりましたら委員会でもひつと聞いてみたい、あるいはまた、委員会が発議することが不可能でありましたならば、適当な機会にひつと聞いてみたいと思つておられます。この点は、冗談でなしに、委員会でもこういう意見があるし、私のいま言つております意見は、与党、野党の区別はありません、与野党通じて、国会一丸となつて実につけしからぬという話になつておるわけでありませうから、政務次官もよくこの問題を聞いていただきたいといふことを要望しておきます。

○金丸政府委員 まことにけしからぬといふお話につきましては私も同感であります。これは国会ばかりでなく、電電公社自体も、郵政省自体もまことにけしからぬと考えて、この問題につきましては鋭意努力をいたしておるわけでありませう。先ほど山田監理官からお話がありましたように、沖繩の問題につきましては総理府の主管でありますので、ただいま総理府がこの問題にきまらうと思つておられるわけでありませうが、たまたま私もアメリカへまいりますし、ラスカ長官に会うという機会もあると思ひますので、十分意をお伝えして、一日も早くこの問題を促進いたしたいと思つておられます。

○森本委員 それではまたもとの条項に戻ります。

今度は、三十五条を終わりますので、六十三条であります。

「総トン数千六百トン未満三百トン以上の旅客船以外の船舶安全法第四條」これが変わつておるわけでありませうが、この六十三條一項の意味をひとつわかるように説明願ひたいと思つておられます。

○高田説明員 お答えいたします。六十三條第一項の改正の意味は、第三種局乙に属します船舶の下限が従来五百トンでありましたのを三百トンに改めるといふ意味でございませう。

○森本委員 それからその次の三項の「義務船舶局であつて、船舶安全法」といふところの意味をちよつと説明願ひたいと思ひます。

○高田説明員 お答えいたします。三項は先ほど申し上げました義務船舶局で船舶安全法によりまして無線電話をもつて電信にかえたもの、そういったものは、船舶の航行中は、郵政省令で定める時間割の時間運用しなればならぬといふこととございませう。

○森本委員 その郵政省令で定める時間割の時間運用といふのはどういふ内容ですか。

○三枝説明員 その電話局は第二種乙または第三種甲の局の義務時間が一日八時間、二時間おきの二時間が四回の八時間でございませうが、この前の一時間と運用義務時間といたしておられます、その時間でありませう。

○森本委員 いまの答弁を速記録でよく読んだらわかるけれども、ほかの人が聞いておたら一つもわからぬ。だから、説明するときは、第二種局と云うのだったら、第二種局の内容を言うて答弁したらい。そうしたらわかる。法律が全部そういう書き方になつてゐるので、あと先全部ひっくり返さなければならぬ。この法律は自分だけわかつて、ほかの者はわからない。今後答弁するときは、そういう点をよく心がけておいてもらひたい。私は一応これを全部無理むちやくちやに読んでみたから、いまの答弁はわかるけれども、ほかの人が聞いておつてもわからない。そういう点をひとつ十分今後答弁の際に氣をつけていただきたいと思ひます。

そこで具体的に次の第六十五條について聞いてみたいと思ひますが、これによつて三百トン以上千六百トン未満——こういうふうになつていくか、三百トン以上千六百トン未満の国際航海に従事する非旅客船が新たに常時聴守を義務づけられるといふことになるわけでありませうが、これに該当するところの船舶局数はどのくらいありますか。

○高田説明員 百二十八隻ございませう。

○森本委員 これによつて通信士を増員しなければならぬといふことはないのであつて、

○三枝説明員 ございませう。

○森本委員 また君はぶつきらばうな答弁をする。なければならぬという理由は、オートアラームならオートアラームを使うからないといふことにならなかつたら、これはそれだけ常時聴守といふのを義務づけられるのが多くなつたわけだから、それでしよう。だから、ないといふことはオートアラームを使うといふことではない。

○宮川政府委員 確かにそのとおりであります。聴守義務が強化されたのは、運用義務時間以外の時間でございまして、運用義務時間以外の時間に

つきましては、オートアラームによつて聴守することができまゝから、先生のおっしゃいますとおりであります。

○森本委員 オートアラームを使うことになった場合でも、やはりある程度無線通信士の労働過重というところに現実にはなるのではないのですか。これだけ義務時間がふえて、定員がふえないうことになった場合ですね。

○龜山政府委員 運用義務時間以外に聴守時間が強化されることによつて、労働過重にならないかという点でありますが、現在船舶の無線通信局、千六百トン以上につきましても、運用義務時間と聴守義務時間とは運用義務時間のほうが少ない局もございます。それらにつきましても、船舶内におきまして緊急通信を聞くという点で、いままでそういう義務がなかったものがふえるという意味において労働強化にならないかという御趣旨の御質問だと思ひますが、船舶内にあります者は、通信士のみならず、すべて全員が特殊な危険な環境にありますので、実際に機の前にはつわつておる時間以外にも、一般的に危険に对应するということは、すべての船舶乗組員員の当然守るべき義務でございますので、いまお話の点のような改正によつて、特に通信士について労働が強化されるというふうには私どもは考えていないのであります。

○森本委員 特に労働が強化せられるということではないにしても、これはオートアラームを使うにしても、やはりそれに対するある程度の神経を使わなければならぬわけでありまして、こ

ういうふうな聴守義務時間が長くなることは、それだけやはり労働条件とい

うか、精神的条件というか、いままでと同じ人間の数によつてやるというう

とになるとするならば、それだけ負担が過重になるというところが私は言えるのではないかと思ひます。

○龜山政府委員 御質問の趣旨は私もよくわかりますが、いま申し上げましたように、船舶乗組員全体がすでに拘束された船舶の中で四六時中勤務時間以外も必ずその場にいななければならぬ。そして危険があつた場合には、すぐそれに対応して行動を起こさなければならぬという体制にあることにおきましては、オートアラームによつて緊急通信を聞いて起こされるというふうなことが、無線通信士についてその聴守義務を延伸した、義務時間がふえたということによつて新たにつけ加わるようでございますけれども、船舶乗組員全体が常にそういう体制にあるという意味におきまして、特に労働が強化されたというふうに私どもは考えない、こ

ういう趣旨で申し上げておるわけでありま

す。

○森本委員 それからこの前の電波法の改正によりまして、二級無線通信士の需要が大体なるべくなら要らぬような形になるわけですか。そこで、現在の国立の電波高校というものは仙台と詫間、それから熊本と三つあるわけでありま

すが、この三つについては、現在これを卒業した場合に大体二級の資格じゃないですか。

○藤本説明員 そういつた高等学校を卒業いたしますと、別に二級の資格ということではございませんで、二級の資格を受験できるだけの勉強をしたということになるわけでございます。

○森本委員 これは私は郵政省の所管

じゃないと思ひのだけれども、こ

ういふ学校の所管は、通信士を養成するといふことは船舶局か職員局か知らぬけれども、そういういふゆる海上の必要人員を確保するという意味になつてく

ると、これは運輸省ではないかと思ひのだけれど、電波局が答弁するならばそれでいいのですが、これから先の質問は文部省にやります。――これは笑つてお

るけれども、冗談じゃないです、實際問題として、要らぬような二級無線通信士を養成するような学校を置いておくよりは、できればこれを短大とかあるいは高専に昇格をさせて、一級の資格が取れるような形にしてやつたほうが、ずっと無線通信士の養成にいいのではないか。そういうことを総合的に運輸省、郵政省、文部省、こ

ういふところが協議してやつておるのかどうか。法律を改正したら、その法律を改正した方向にあらゆる行政がついていかなければならぬ。それが法律改正前の二級通信士を養成してみたところ

で、出てきてやはり一級を取らなければ事にならぬということになるとするならば、また船をおりて、いわゆる無線協会に行つて三カ月なり六カ月なり勉強して、それからまたその試験を受けて一級を取らなければならぬ、こ

ういふことを繰り返すことになるわけですか。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

○宮川政府委員 私が代表する資格があるかどうか知りませんけれども、御指名はなかつたのでござい

ますが、知つてゐる限りのことを申し述べさせていただきます。こ

ういふ点について一体どういふうな考え方を持っておられるのか。これは郵政省、文部省、運輸省を代表してひとつだれか答弁をお願いしたい。

昨年電波法が改正になりました、それに伴ひましていろいろ通信士の需給の問題も新しい問題が出てまいりましたことは確かでございますが、そのほかに、海上の通信の疎通をはかる、あるいは船舶の航行の安全確保といううにいろいろ問題が出てくるわけでありまして、そういうような改正法律の円滑な施行というのを考えまして、海上無線通信の運用上と技術上の問題全般を協議するために、関係省庁におきまして海上無線通信懇談会というものを設けまして、昨年の五月以来いろいろ研究を行なつておるわけござい

ます。しかしこれは、これだけで十分であるというふうには考えませんけれども、運輸省の船舶局長、海上保安庁の長官、あるいは気象庁長官、郵政省の電気通信監理官、郵政省の電波監理局長、日本電信電話公社の運用局長、施設局長、日本船舶協会会長、全日本海員組合の組合長、船舶通信士協会の常任委員長、以上のような構成メンバーのもとにおきましてこの懇談会を開催いたしました、ただいま申しました疎通、航行の安全、通信士の需給というような問題につきまして懇談会を催しまして、随時これを開催して所期の目的を達したいというふうに考えております。

なお、通信士の需給につきま

して、この検定の問題は当省の所管でござい

ますが、当省といたしましては、特に臨時試験の施行とか、そういううなことに

よしまして、われわれとしてこれに

対処できる点につきま

しては、できるだけ対処したいというふう

に考へまして、すでに一部そういう措置も

とっております。

○森本委員 いま電波監理局長から答弁が

ありましたが、この前の電波法が改正をされてから

以来というもの、いわゆる船舶無線通信士の需給、

そういうもののアンバランスを考へながら、全体的な

一つの養成というものを考へていかなければならぬとい

う点について、やはりこれは運輸省の船舶局ですか、

そういうところが責任を負うということにな

ると思ひますが、そういうふうな点につ

いてはうまいこといっておりますか。

○龜山政府委員 法改正後の通信士の需給の問題でござい

ますが、改正法が施行になりましたけれども、現

在のところ大きな減員という現象は起こつておりま

せん。これは労働組合と船主団体との間に、労働協約によりまして、現在のところ、なお電波法あるいは船舶職員法が最低限度としてきめてお

りますものを上回つた乗員を乗せておるわけ

でございます。現在の状況では、全体的に見ますと若干過剰

さみであるという程度でござい

まして、しかし今後逐次、改正法の経過期間が

なくなりまして三年後の姿を考へて、私どもは

いろいろ数字をは

じいておるわけ

でございますが、現在改正法が完全施行

になりました場合には、甲種の船舶通信士、一

級というものが今後新造船がふえるにしたが

つて需要がふえて

まゐる、乙のほう

は余つてまゐる。そこで、現在乙の方

が千二百名程度船舶内にお

ります、この人たちは、これが甲のほう

に進級するといふことが、やはり労働者の雇

用の安定という面から見ま

しても、また船の側から必

要な人員を得るという意味から

最も

必要

必要であると考えまして、私どもから電波監理局長のほうにお願いをいたしまして、乙から甲に進級いたしますのに非常になかなか試験をやりますと、これは合格が非常に困難であるというふうなこともありますし、海上における仕事の面から見ると、実際に船舶に乗って経歴も踏んでおる、甲種通信士の指揮下に実際は甲種と同じような仕事をしておるというふうな経歴によって甲種に進級し得るよう、試験のほうで十分ひとつお考えを願いたいということをお願いしておりますが、電波監理局長のほうでも六月には、いま申しました関係者の懇談会にこの問題を持ち出して、間違いないような方法を検討するということ約束になっております。

○森本委員 いまあなたが述べられたことについては私も賛成であります。大体いまの無線通信士の試験はむずかしい過ぎる。私も昔、級を持っておったわけでありまして、おそろくわれわれがいまこの試験を受けたら不合格になる。それだけ非常にむずかしい試験であります。ただ、昔は、選考で進級するという制度があったわけでありまして、二年なり三年なり三級をやれば、あとは選考試験程度で二級に昇格し得るということがあったわけでありまして、また、二級を何年かやっていると、あとは選考によって一般になり得る。そこで一生懸命に励むというくせも無線通信士についてきたわけでありまして、その場合、たとえば無線通信をやっておって事故があったりなんかしたら、一切そういう選考の資格からオミットされるわけでございますから、やはり真剣にまじめにやっ

いかなければならぬ、こういうことになってくるわけでありまして、いま言ったような点について、私は前々からもう一回考慮してみよう必要があるのではないかとこのことを言っておったわけでありまして、やはり実務ということもある程度重要視するという点からいいますとすれば、いまのような意見については電波監理当局としても十分に将来の運用については私は考えていってもいい、こう思うわけでありまして。

それから先ほど言いました国立の学校の問題ですが、これはせっかく国立の学校ができておるわけでありまして、この学校についても、新しい電波法の改正に合うような学校にしていこうというわけにいかねばならぬのじゃないか。不幸にして本日は文部省が来ておりませんのでなによりありますけれども、これなんかも、たとえば短大または高専に昇格をしておいて、そうして卒業と同時に一般の試験が受けられてそのまま通るという学力と技術を、要するに身につけるといって新しい形に合っていくようにしなければならぬ。その辺の郵政省と運輸省、文部省というふうなもの連絡があまりうまくいっていない、幸いこの法律を審議する際にこういう意見が出ておりますから、十分に早急にこの学校問題等についてもひとつお考えを願いたい、こう思うわけでありまして。これは単に電波監理局長が言うだけではなくて、やはり運輸省の船舶局にしても、船舶局にしても、直接間接に関係がある事項でありますから、こういう点の

無線通信士の養成という点についても、十分にひとつやってみてもらいたい、こう思うわけでありまして。

それから、ちょうど船舶局の方が来られておりますので、先ほど言いかけた問題をお聞きしたいわけでありまして、今回のこの改正で無線通信士の置かれる場所、そういうものが非常に今の条約によって強化をせられる、こういうことになるわけでありまして、今回のこの第三十三条の二の改正によりまして、具体的に船を改造しなければならぬというふうな船があるかどうか、それをひとつお聞きしたい、こう思うわけでありまして。

○佐藤説明員 お答えいたします。

大体私のほうの法律、規則の改正のときには、実際に改造の必要があるかどうかという問題が出てくるわけでございますけれども、たまたまこの条文に関するものは従来の規則にもその趣旨が載っておりますので、ほとんど改造の必要はないのじゃないかというふうに考えております。そしてこれは大体その条約の趣旨を盛っておるわけでございますので、郵政省さんのほうでございまして、おそろくわれわれとしてはその必要はないのじゃないかと考えておる次第でございます。

○森本委員 必要がなければいいわけでありまして。現在までやっておられたといえれば、こうでございまして、一応第三十三条の二に新しくこの条約の項が入ってきたわけでありまして、いままでの第三十三条の二の一号と二号については大体これは入っておりますが、これは新しくきちんと条項に入ってきて

た、こういうことになってくるとするならば、ある程度船の若干の改造をしなければならぬというものも出てくるのではないかとこのように考えておったわけでありまして、ない、ということであるとするならば、これは非常に辛いであるというふうに思います。が、ひとつそういうことについては船舶局としても、これは電波監理当局にまかせるということではなくして、やはり船舶局としても、船の安全な航行ということについては大きな責任があるわけでありまして、こういう点についてひとつ十分に注意をしながら、この法律の施行については忠実にやっ

ていただきたいということを特にお願いをしておきたいと思うわけでありまして。

それからこの無線通信室であります。特に外航船であります。外航船における無線通信室というものは実際問題として暖房が完全になされておりますか、それともなされておらぬものですか、その辺はどうですか。

○佐藤説明員 暖房は最近の船は非常に進んでおると聞いております。が、在来船もたくさんございまして、その辺が実は数字的にちょっと、私もいま資料を持っておりませんので、後ほど……。

○森本委員 何だかしまいのところがわからぬのですが、ではこれはひとつと、外航船についてのみで、こうでございまして、外航船のみについて、日本の船舶でこの無線通信室の暖房のことをひとつ調査願いたいと思

ければならぬということになっておるわけでありまして、それがかりに同じような場所にあるということがあつたらばこれはなんでありまして、そういうところの無線通信士の居室関係が一体どうなつておるかということについて、ひとつ資料をお出し願いたいと思ひます。

それから、もし無線通信室に暖房がかりにないという場合、これが旅客船あるいは貨物旅客船、こういう場合に、その旅客のほうについてはどうなつておるか、その辺のいわゆる船内の構造というものをひとつ資料としてお出しを願ひたい。たとえばお客さんにサービスばかりよくして、お客さんの命を預かるところの一番大切なところが抜けておるといふことは、ほんとうのサービスにはならぬわけであり

ます。そういう点の資料がありましたらぜひひとつお出しを願ひたい、こう思うわけでありまして。

以上で大体前段の条項についての私の質問を終わります。まだ相当ありますけれども、だんだん時間が長くなつてきまして、次のマイクロウエーブの質問がございまして、後段のマイクロウエーブの質問が入りたいと思ひますが、しかし、もし同僚受田委員のほうから前段のほうにおける質問があるとするならば、一応私の質問をこれで中断をしたい、こう思うわけでありまして。

○加藤委員長 受田新吉君。

○受田委員 二問だけちょっと森本委員の質問に関連する問題点をお尋ねして、質問を中断している森本委員にあつてを譲ります。

今度の法改正の中で、先ほど森本

委員から指摘された第一の問題点、私から見た第一の問題点で、これを明確に御答弁願うべき点がある。それは三十三条の改正点で、これに掲げある「義務船舶局の無線設備は、次の各号に掲げる要件に適合する場所」としてあるこの場合の要件の中に、自然的要件を運用の面で生かすことができるかどうか。たとえば赤道直下を航行するタンカー船のとき場合は、特に灼熱の地域を航行するわけでございますから、そうした自然的条件といいますが、それを克服するため、この条項が運用面で生かされるかどうか御答弁を願います。いまの防熱が自然的要件の場合です。ただ部屋というだけでなくて、外部の条件で灼熱の環境にある場合に、運用面で一緒に含んだ解釈ができるかどうか。

○藤木説明員 お答え申し上げます。

この条項自体につきましては、いまおっしゃるような問題は直接関係ございませんで、実際問題として、運用上もこれに適合させて、そういった特殊な自然の状態における問題を解決することはむずかしいかと存じます。

○受田委員 運用面ではそうした防熱等の自然的条件の面を克服することはできない、こうですか、そう解釈してよろしゅうございますか。

○藤木説明員 この条項自体からはできないということでございます。

○受田委員 しかば、この長い期間、外航勤務をする船員に対する、こうした自然的条件の悪さを克服するための措置は、何をもちて講ぜられんとしておられるのか、御答弁願います。

○龜山政府委員 現在、先生御指摘の特に熱い地域をよく航海する船は、ベ

ルシャ湾方面へ行くタンカー船でございますが、現在タンカー船九十隻について私どもで調査しましたところ、二十七隻は全船冷房の装置を持っており、最近でます船は全部全船つまり船橋その他執務をする場所、それから自分が寝る場所、それから食堂、サロン等の休憩用の場所、それらを通じて全船冷房を行なっております。残りの船は、遺憾ながら前にございました船は、公室と申しますか、サロン、食堂、そういう部分について冷房を行なっております。それから執務室あるいは居室等につきましては、冷房はいましておりませんけれども、これは労働組合と船主団体との労働協約、船舶の設備に関する協約がございまして、つまり非常に熱い、日が当たる場所には、防熱の材料で天井を張れとか、あるいは通風については一時間に何立方メートルの空気がかわるようになるというふうなことを、それぞれ組合と船主との間で協定をいたしております。それにとつて船員の労働条件という点について逐次向上をはかっておる次第でございます。

○受田委員 逐次向上をはかりつつある過程における御説明があったわけでございますが、これはやはり非常に大事な問題であつて、せっかく国際条約に基づいて法改正をされようという場合でございますだけに、よけいこの問題と取組んでいただきたい。特に、長い航路に勤務する船員の人が、この通信業務に当たる場合に、そうした自然条件の悪さというものはたいへん苦痛を与えらると思つて、したがつて、いま御説明の完全冷房をされている船は三分の一以下である、こういう悪条

件のもとで苦勞される船員に対して、願わくばこの法改正に何らかの規定を設けていただきたいと思ひますけれども、運用の面でこれを救済することができるとするならば、今後いま指摘された残された面について徹底的な措置を取り急いでやつていただくように、運輸当局もせっかく御努力を願いたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

○龜山政府委員 承知いたしました。

○受田委員 もう一つ、この六十五条の聴守義務規定でございましてけれども、この規定の第三項に、「第一項の無線局は、その運用義務時間中は、警急自動受信機により聴守してはならない。ただし、云々で、〔現に通信を行なつてゐる場合その他郵政省令で定める場合は、この限りでない。〕」というたし書きがあるわけでございますが、このたし書きによつてこの郵政省令というものはどういう場合に定められるのか、これも伺つておきたいのですが、二十四時間聴守義務という規定との関係がどうなるのか御答弁願ひたいのであります。

○藤木説明員 ここに書いてありますたし書きによりまして、二十四時間の聴守義務というものは、いわゆるオートアラームによりましてやることとございまして、この関係がどうなるのか御答弁願ひたいのであります。

○受田委員 このオートアラームの活用ということについて、〔現に通信を行なつてゐる場合〕と、〔その他郵政省令で定める場合〕に、なぜ除外規定を設けるか、その説明を願ひたいのであります。

○高田説明員 ただいま、郵政省令で

定める場合の除外例につきましては、さしあたり具体的なものは考へていないのでありますが、将来必要がありな

した場合の救済規定として設けたいと思ひます。

○受田委員 「現に通信を行なつてゐる場合」ということになる、その通信を行なつてゐる場合は、オートアラームそのものは守られないわけですね。二十四時間活用除外例ができるわけですね。それでしよう。御答弁願ひます。

○高田説明員 通信中は人による聴守ができせんために、オートアラームの聴守ということにいたしておるのであります。

○受田委員 その間に緊急自動受信機の必要を生じた場合にどういたしますか。その通信を行なつてゐる場合の非常事態という場合は、何によつて救われますか。

○高田説明員 その場合は、緊急の事態でございますから、オートアラームの作動によりまして通信をやめましてそちらのほうにいきます。

○受田委員 それがどうもはつきりしないんですが、〔現に通信を行なつてゐる場合〕、あるいは郵政省令でどういふふうに定めるのかわかりませんけれども、その場合は緊急通信というものが一応ストップされることになる。人間がおらぬからというてこれを認めることになる、その期間だけが、その時間がわずかであつても、そういうオートアラームの活用に限界があるということになるわけですね。この点は、いまの通信を行なつてゐる期間というこの時間が問題だと私は思ふのです。やむを得ないというのはどうい

意味ですか。

○三枝説明員 お答えいたします。

この六十五条の第三項の意味は、運用義務時間中はオートアラームで聞いてはいけぬ、人でも聞かなければいけない、こういう意味でございますが、その沈黙時間は人でも聞かなければいけない、沈黙時間以外に通信を行なつてゐるときはやむを得ない、こういう規定でございます。

○受田委員 それがどうもはつきりしない。もつとはつきりした答えを得たい。どうしてやむを得ないのか。やむを得ないということについて疑義があるのです。

○宮川政府委員 私も詳しいことはよくわかりませんが、ごく常識的に考えて、こういうことであらうと思ふのでございまして。運用義務時間中にももちろんその運用者がかかつていなければならぬわけでございますから、そういうときに自動受信機にたつて、自分の運用義務を放棄してゐることはいいけない、これは当然なことであると思ひます。ただし、現在通信を行なつてゐる場合におきましては、通信を行なつてゐるわけでございますから、その場合には、緊急自動受信機で聞くよりほかに、緊急自動受信機が鳴る、鳴つた場合には緊急なこととございまして、通信をやめて、そのほうの処置にかかると、こういうことだろふと思ひます。

○受田委員 そういうことで了解いたします。

○加藤委員長 本日はこの程度といたします。

次会は来たる十日水曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

昭和三十九年六月十一日印刷

昭和三十九年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局